

令和 3年11月 1日

各施設・事業所管理者 各位

姫路市監査指導課長

### 施設・事業所における虐待防止体制の整備の徹底について（通知）

平素から本市の障害者福祉施策の推進に御協力いただき、ありがとうございます。

さて、障害者の権利擁護を目的とする「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号。以下「障害者虐待防止法」という。）が平成24年10月に施行され、各事業所におかれましては、研修の機会等を通じ、障害者虐待についての理解を深めると共に、障害者虐待防止に向けた積極的な取組が行われてきたものと存じております。また、本市からも、各施設・事業所に対し、利用者の人権擁護、虐待防止に取り組むようお願いしてきたところですが、事業所従事者による虐待の相談・通報件数、認定件数は、全国的に増加しており、本市においても事業所従事者による虐待事案が発生するなど、障害福祉サービス従事者等による障害者虐待事案は、依然として絶えない状況です。

利用者に対する虐待及び不適切な支援は、利用者の身体及び人格を傷つけ、障害者の自立や社会参加を妨げる行為であるとともに、本市における障害者（児）施設や障害福祉サービス事業所等及びこれらの運営法人に対する社会的信用を大きく損なうものであるため、虐待を防止することが極めて重要であることは言うまでもありません。

法に基づく運営基準及び障害者虐待防止法では、各施設・事業所の責務として、虐待防止等のための措置を講じることとされています。さらに、令和3年度報酬改定に伴う運営基準の改正において、障害者虐待防止の更なる推進と身体拘束の適正化の推進のため施設・事業所が取り組むべき事項が追加されています（下記3「令和3年度報酬改定に伴う運営基準の改正による取組の強化について」参照）。

各施設・事業所におかれましては、日頃より、利用者の人権擁護、虐待防止に取り組まれていることと存じますが、下記のとおり改めて確認、徹底していただきますようよろしくお願いいたします。

記

## 1 利用者の人権擁護・虐待防止のための体制について

### (1) 運営規程への定めと全職種の職員への周知

#### ☆運営規程への定め（記載例）☆

第〇〇条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するための次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止及び身体拘束等の適正化のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するため及び身体拘束等の適正化のための定期的な研修（年1回以上）の実施
- (4) 成年後見制度の利用促進（※障害児通所支援事業者は規定不要）
- (5) 苦情解決体制の整備
- (6) 前5号に掲げる措置を適切に実施するための責任者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等障害児者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見したときは、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

### (2) 虐待防止委員会（年1回以上開催）、虐待防止の責任者を設置する等の体制整備

#### ☆虐待防止委員会の役割（運営基準等解釈通知より）☆

- ・虐待防止のための計画づくり（虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり、指針の作成）
- ・虐待防止のチェックとモニタリング（虐待が起こりやすい職場環境の確認等）
- ・虐待発生後の検証と再発防止策の検討（虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行）

### (3) 倫理綱領・行動指針等の制定、虐待防止のための指針・虐待防止マニュアルの作成、及び虐待防止啓発掲示物や相談・通報・届出先掲示物等の周知徹底 など

#### ☆虐待防止のための指針に規定する項目の記載例（運営基準等解釈通知より）☆

- ・事業所における虐待防止に関する基本的な考え方
- ・虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項
- ・虐待防止のための職員研修に関する基本方針
- ・施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針
- ・虐待発生時の対応に関する基本方針
- ・利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- ・その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針

#### (4) 人権意識、知識や技術向上のための研修の実施について

- ① 全職種の職員を対象にした虐待防止や人権意識を高めるための研修
- ② 障害特性を理解し適切に支援ができるような知識と技術を獲得するための研修
- ③ 事例検討

※虐待防止のための研修は、年1回以上（新規採用時には必ず）実施すること

※研修対象者については、常勤・非常勤に関わらず、また、福祉職の職員に限らず事務員・調理員・運転手等、全職種の職員について、受講の必要性を考慮すること

※職場内研修のみならず、職場外研修の充実化も図ること

#### (5) 虐待を防止するための取組について

- ① 全職種の職員を対象にした虐待防止や人権意識を高めるための研修
- ② 非常勤職員を含めた全職種の職員に対する虐待防止マニュアルの周知徹底
- ③ 全職種の職員に対する、定期的な虐待防止チェックリストの実施とその活用

#### (6) 通報義務について

障害者虐待（疑いを含む）については、障害者虐待防止法に基づき姫路市（実施機関）へ通報する義務がありますので、必ず姫路市に通報した上で連携して対応してください。

※虐待等を発見した職員が、直接姫路市（実施期間）へ通報する場合、通報した職員は通報したことを理由に解雇その他不利益な取り扱いを受けないこととされています。各施設・事業所におかれましては、通報先や通報者の保護について日頃から職員に周知し、障害者虐待防止法に対する理解を深めてください。

## 2 身体拘束の禁止について

法に基づく運営基準では、サービス提供にあたり、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならないとされています。やむを得ず身体拘束等を行うときは、所定の手続き（①組織による決定と個別支援計画への記載、②本人・家族への十分な説明、③必要な事項の記録）を経るようご留意ください。（詳細は下記4「参考資料」（1）記載の手引き等を参照）

なお、身体拘束の要件に該当しなくなった場合においては、速やかに解除することについても御留意願います。

## 3 令和3年度報酬改定に伴う運営基準の改正による取組の強化について

令和3年度報酬改定に伴う運営基準の改正により、虐待防止の更なる推進と身体拘束の適正化の推進のための施設・事業所の取組について、以下のとおり義務化されています。以上の取組とあわせ、運営基準・解釈通知等も必ず御確認ください。

### (1) 虐待防止について（令和3年度は努力義務。令和4年度から義務化）

- ① 虐待防止委員会の定期的な開催と委員会での検討結果の従業者への周知徹底

- ② 従業者への定期的な研修の実施
- ③ 虐待の防止等のための責任者の設置

(2) 身体拘束の適正化について (②～④は令和3年度は努力義務、令和4年度から義務化)

- ① 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討するための委員会の定期的な開催と委員会での検討結果の従業者への周知徹底
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- ④ 従業者への定期的な研修の実施

※ 身体拘束の適正化に係る上記運営基準を満たしていない場合、基本報酬が減算となります(②～④(訪問系サービスは①～④)は令和5年4月から)。

#### 4 参考資料

- (1) 「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」(「施設・事業所従業者向けマニュアル」)

厚生労働省ホームページリンク先

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougai Shahukushi/gyakutaiboushi/tsuuchi.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/gyakutaiboushi/tsuuchi.html)

- (2) 運営基準、解釈通知、留意事項通知等について

厚生労働省ホームページリンク先

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214\\_00007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00007.html)

担当

事業所指定(運営規程等)、指導に関すること

姫路市健康福祉局保健福祉部

監査指導課 事業所指定担当

電話 079-221-2490 FAX 079-221-2487

障害福祉課 管理担当

電話 079-221-2454 FAX 079-221-2374

障害者虐待に関すること

姫路市障害者虐待防止センター

電話 079-221-2432 FAX 079-221-2430